

春日井市エンパワメント家事支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ヤングケアラーが担う家事の時間的、心理的な負担を軽減するため、ヤングケアラーの家事能力のエンパワメント（本人の生活力と自立性を高めるための技能を身につけさせることをいう。）を図るエンパワメント家事支援事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、エンパワメント家事支援事業（次条に定める事業をいう。以下「事業」という。）の適切な運営が確保できると認められる者（第7条において「事業者」という。）に事業の一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 この事業は、次条に規定する者に家事支援員を派遣し、次に掲げる支援を行い、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる18歳未満の者をいう。次条において同じ。）の家事能力の向上を図るものとする。

(1) 清掃、整理整頓及び片付けの技能の習得

(2) 洗濯に関する技能の習得

(3) 食事の準備及び片付けの技能の習得

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める支援

2 事業の実施期間は、2月以内とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

3 事業の実施時間は、午前7時から午後7時までの間とし、1回当たり2時間を限度とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

4 事業に係る食材料費その他の日常生活において通常必要なものに要す

る実費は、利用者の負担とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有し、春日井市こども家庭センターにおいて、相談を行っているヤングケアラーであって、事業による支援が必要であると市長が認めるものとする。

(利用手続)

第5条 前条に規定する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、事業を利用しようとするときは、エンパワメント家事支援事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに利用の可否等を決定し、エンパワメント家事支援事業利用決定通知書（第2号様式）又はエンパワメント家事支援事業利用申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(利用の変更)

第6条 前条の規定による事業の利用の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、エンパワメント家事支援事業利用変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 市内において転居したとき

(2) 支援の内容、支援の期間、1週間当たりの回数及び1回当たりの時間を変更するとき

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに利用変更の可否等を決定し、エンパワメント家事支援事業利用変更決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 事業者は、事業を実施したときは速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、事業の適正な運営を図るため、事

業者に対し必要に応じて実施状況の報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。